

京 教 総 第 3 4 2 号  
令和4年（2022年）2月15日

京田辺市学校教育審議会  
会長 沖 田 行 司 様

京田辺市教育委員会  
教育長 山 岡 弘 高

### 諮 問 書

京田辺市学校教育審議会設置条例第2条の規定に基づき、次のことについてご審議いただきたく諮問いたします。

#### 1 諮問事項

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について

#### 2 諮問理由

京田辺市教育委員会では、これまでから児童生徒数の増加に対応しながら、各市立学校での特色ある教育活動をとおして、将来の京田辺市を担う子どもたちの育成に努めてきました。

しかしながら、本市では、今なお住宅開発が進む地域がある一方で、少子化が進む地域などが混在するなか、学校間の児童生徒数の偏りが顕著になりつつあります。

このような現状に対して適切な対策を講じなければ、将来的に学校ごとの特色を生かした教育活動の維持や教員の指導体制の充実を図ることが難しくなるのではと懸念されています。

貴審議会におかれましては、今後の児童生徒数の推移、学校施設の長寿命化に向けた取組、地域コミュニティへの配慮等を踏まえ、学校の特色を生かした、学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた効果的な対策について、ご審議いただきたく諮問します。